

# 箱根町一般廃棄物処理基本計画

概要版

2019（令和元）年 8 月 箱根町

## 本計画について

### 1 計画の趣旨

箱根町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、2007（平成 19）年 2 月に現行計画を策定しました。その後、2012（平成 24）年 3 月に見直しを行ってから約 7 年が経過し、中間目標年度（2016（平成 28）年度）の検証が可能になるとともに、箱根町（以下「本町」という。）のごみ処理に係る状況が変化したため、新たに計画を策定しました。

### 2 計画の基本的事項

対象	箱根町内で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）
計画期間	2019（令和元）年度から 2028（令和 10）年度までの 10 年間
根拠	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定を受けて、「箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第 13 条にその策定が定められているものであり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 2 項から第 4 項の規定に基づき策定
関係条例	「箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」「箱根町環境基本条例」「箱根町をきれいにする条例」「箱根町公共下水道条例」「箱根町宮ノ下浄化槽条例」
関連計画	「箱根町第 6 次総合計画」「箱根町環境基本計画」
構成	「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から成る

### 3 箱根町の概況

本町は神奈川県南西部に位置し、東京から約 80km の距離にあり、北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町とそれぞれ接し、西側は静岡県 3 市 2 町と境しています。大部分は箱根火山の高原と山岳地帯から成り、隣接の市町村とは地形的に隔てられています。

現在の人口は約 1 万 1 千人強で、減少傾向にあり、少子高齢化が顕著です。観光人口（年間の観光入込客数）は、波はあるものの横ばい傾向にあり、平均 2 千万人弱となっています。

# ごみ処理基本計画

## 1 箱根町のごみの状況

### (1) ごみ対策の経緯

箱根は古くから湯治場として知られていましたが、明治時代に避暑地としても有名になり、現在では日本を代表する国際観光地に発展しました。

本町では、この発展の歴史の中で、自然の保護と開発との調和を常に大切に考えてまちづくりを進め、観光地の宿命ともいえるごみ問題にも取り組んできました。1970（昭和45）年に「観光美化推進都市」宣言を行い、美化憲章を制定し、以降も増え続けるごみ排出量に対応するため、1993（平成5）年には1日135トンのごみ焼却処理施設機能と1日30トンの粗大ごみ処理施設機能をもつ美化センター（現環境センター）を開設しました。

今後は、ごみ焼却施設の老朽化や最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まりやダイオキシン類対策等の環境保全対策などの広域自治体に共通した課題に対応するため、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の1市3町によるごみ処理広域化の考えにもとづき、小田原市と足柄下郡の2つの系統でごみ処理体制を組み立てていきます。

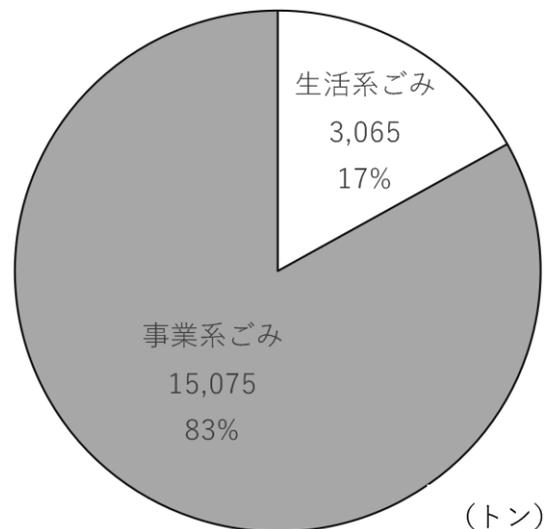
### (2) ごみの現状

ごみ総排出量は年ごとの波がありながらも減少傾向にあり、直近の2017（平成29）年度（旧来の推計方法による実績）は2007（平成19）年度に比べて約15%減となっています。

資源化率は、2010（平成22）年度に容器包装プラスチックや古紙・布類のその他紙について分別収集を開始したことから一時的に上がったものの、近年は2007（平成19）年度水準に戻っています。また、2017（平成29）年11月から、粗大ごみで排出された剪定枝の一部について、破碎選別処理によりチップ化することで、資源回収を行っています。

2017（平成29）年度以降のごみの排出量については、資源化についてより実情に近い推計方法への変更、委託収集の少量排出事業者登録数にもとづく排出者別（事業系、生活系）の推計の開始により、推計方法が改訂されました。この新たな推計方法によると、2017（平成29）年度では事業系ごみが全体の約83%を占めており、日本を代表する国際観光地としての特別な状況にあることがわかります。

2017（平成29）年度 排出者別ごみ排出量



2017（平成 29）年度ごみ排出量

単位：トン

生活系ごみ排出量	3,065	事業系ごみ排出量	15,075
燃せるごみ ★	2,492	燃せるごみ	11,798
燃せないごみ（不燃物） ★	64	燃せないごみ（不燃物）	47
粗大ごみ ★	9	粗大ごみ	1,171
燃せないごみ（資源）	180	燃せないごみ（資源）	860
古紙・布類	243	古紙・布類	1,083
ペットボトル	23	ペットボトル	12
容器包装プラスチック	41	容器包装プラスチック	20
使用済み食用油	12	食品残渣	85
町民 1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量 (g/人/日)	712	総ごみ排出量	18,140
家庭系ごみ排出量 ※上記★の品目が該当	2,565	資源化量	2,075
町民 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人/日)	596		

収集品目で見ると、排出されるごみの約 8 割が燃せるごみとなっており、町では、その状況を詳しく把握するため、2018（平成 30）年に収集した燃せるごみのサンプル調査を行いました。その結果、委託収集においては資源化できるもの（古紙布類、容器包装プラスチック、ペットボトル）の混在が目立ち、約 35%を占めていました。また、許可収集においては、約 50%が厨芥類（生ごみ）及び手付かずの食品で、その多くが食べ残し、売れ残りと考えられます。

## 2 ごみ処理の課題

2R 及びリサイクルの課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの総排出量及び環境センター焼却量は減少していますが、町民 1 人 1 日あたり総排出量と資源化率は横ばいであり、向上が望まれます。</li> <li>● 燃せるごみの半分程度を水分で占めており、水切り等による減量化が望まれます。</li> <li>● 燃せるごみには資源化が可能な古紙や布類がまだ含まれており、分別徹底が望まれます。</li> <li>● 国が重点とする食品ロス減量化が重要です。</li> <li>● 自然豊かな地域であることから枝葉のごみが多く排出されるため、配慮が重要です。</li> <li>● 許可収集における資源分別は許可収集業者に任されているため、分別徹底が必要です。</li> <li>● 世界的にプラスチックごみへの対策が重要になっています。</li> </ul>
---------------	--

<p>収集・運搬の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山がちな地形や居住地の分散を踏まえて、効率的な収集と住民サービスの両立を図る必要があります。特に、高齢化の進展に伴い増加している、ごみ出しが困難な世帯への配慮が重要です。</li> <li>● ごみ出しにおける、野生動物による荒らし、ルール違反の防止を強化する必要があります。</li> <li>● 2017 年度から事業系ごみに関する新たな制度が始まったことから、その状況を踏まえながら制度の改善に努める必要があります。</li> </ul>
<p>中間処理の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ処理広域化の方針に基づき、ごみ焼却施設の中継施設への改修を進める必要があります。</li> </ul>
<p>最終処分の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ処理広域化が進展しても、最終処分場の能力は限られていることから、ごみ減量化と最終処分場の延命を図る必要があります。</li> <li>● 将来的にはごみ処理広域化を進めていく上で、現在の最終処分場の在り方について検討する必要があります。</li> </ul>
<p>その他の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 散乱ごみ（ポイ捨て）対策として、2001（平成 13）年度に箱根町をきれいにする条例を制定し、町民、事業者、町を訪れた人（観光客等）、土地建物所有者等及び行政の役割を定めました。これを実行し、地域の環境美化の促進及び美観の保護を確実なものとしていかなければなりません。</li> <li>● 多国籍化が進む観光客への情報提供を強化する必要があります。また、観光産業で成り立つ地域として、顧客サービスとしてのごみ対策、美観保全も求められています。</li> <li>● 山林、河川などへの不法投棄防止のためのさらなる対策を講じていく必要があります。</li> <li>● 震災、水害、土砂災害等が発生した場合には、がれき、家具、家電製品等の大量のごみの排出が予想されます。それら災害廃棄物への対策については、東日本大震災や大型台風の被害、地球温暖化の進行などを踏まえて、国は重点事項としています。仮置場の確保、他市町との相互協力体制づくり、有害廃棄物対策等、災害時のごみ処理体制の構築を進める必要があります。</li> </ul>

## 2 計画の体系

**基本理念**      **美しい地域、健全な資源利用を実現する、循環型社会**



- 基本方針 1      排出抑制を最優先とした 3 R の推進
- 基本方針 2      適正処理・処分の推進
- 基本方針 3      ごみ出しの適正化
- 基本方針 4      効率的な処理の推進
- 基本方針 5      「環境先進観光地・箱根」実現に向けた廃棄物処理の推進



行政の役割	町民の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>①教育・啓発活動の推進</li><li>②事業系ごみを排出する事業者に対する減量化指導</li><li>③容器包装廃棄物等の排出抑制及び資源化の促進</li><li>④剪定枝等の資源化の検討</li><li>⑤庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等</li><li>⑥関係団体との協力</li><li>⑦きれいな地域づくりの推進</li><li>⑧食品ロス、食品残渣等の減量化の推進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①分別収集やリサイクルへの協力</li><li>②食品ロス、食品残渣等の減量化</li><li>③過剰包装の自粛</li><li>④再生品の使用促進、使い捨て商品の使用抑制</li><li>⑤物品の長期使用、浪費抑制</li></ul>
事業者の役割	町を訪れた人の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>①発生源における方策</li><li>②過剰包装の抑制</li><li>③使い捨て容器の使用抑制</li><li>④再生品の使用促進等</li><li>⑤多量の一般廃棄物排出事業者の減量化対策</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①ごみの持ち帰り</li><li>②分別収集やリサイクルへの協力</li><li>③過剰包装の自粛、プラスチックごみ対策</li></ul>

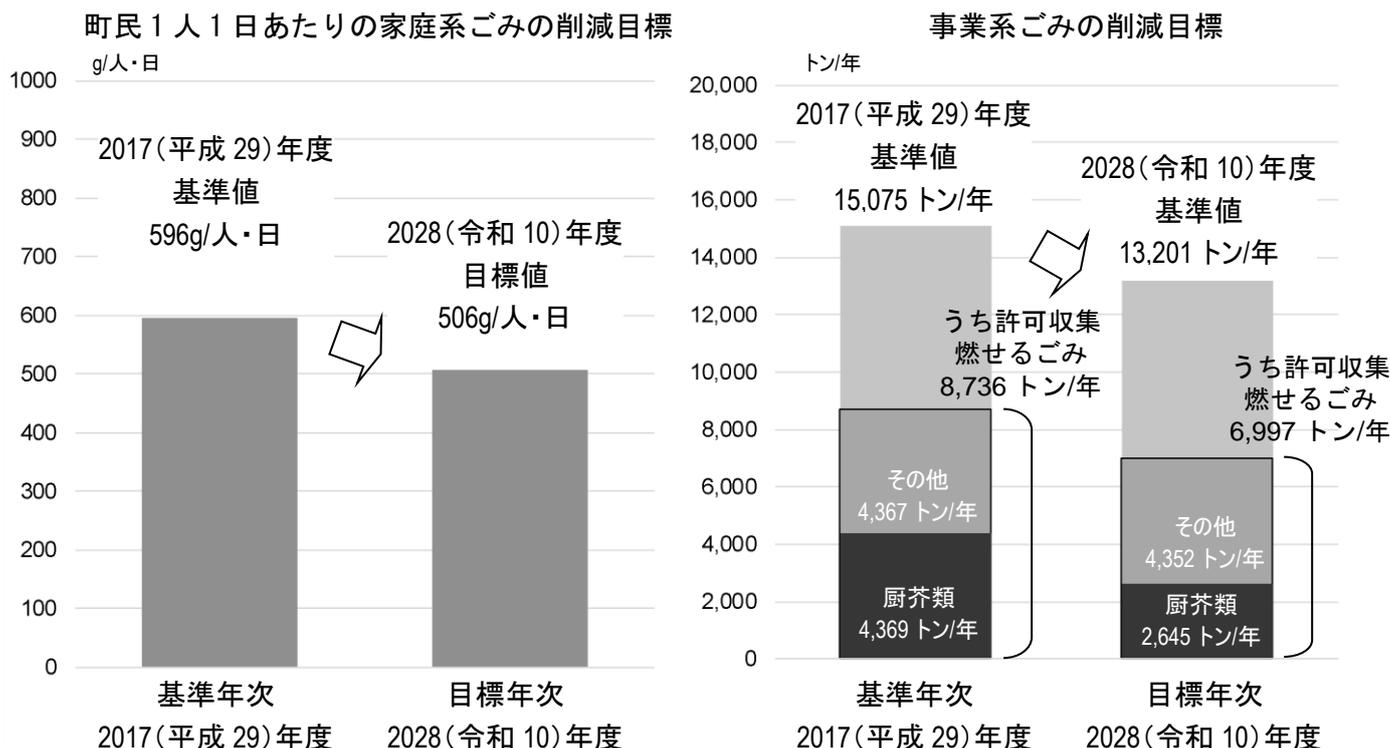
## 3 ごみ処理施設整備に係る基本方針

小田原市・足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）によるごみ処理広域化の方針に沿って、処理施設の整備を進めます。本町のごみ焼却施設を廃止し、本町の燃せるごみを湯河原町真鶴町衛生組合に持ち込むための中継施設に改修することで、足柄下郡系統を統一し、ごみ処理体制の円滑な運用を図ります。なお、焼却施設を除いた粗大ごみ処理施設等現有施設は継続使用します。

## 4 計画目標

基準年次を 2017（平成 29）年度、目標年次を 2028（令和 10）年度として、家庭系ごみの町民 1 人 1 日あたり排出量と、事業系ごみ排出量について、削減目標を次のとおりに定めます。

家庭系ごみとは、減量化や分別を評価するため、家庭から出されるごみ（生活系ごみ）から資源分別分を除いたものです。本町では、委託収集の燃せるごみ、燃せないごみ（カン、ビン、スプレ一缶類、蛍光灯・電球、乾電池を除くその他）、粗大ごみのうち、事業者から出される分を除いたものが該当します。



2028（令和 10）年度については、将来人口を約 12%減の 10,406 人、将来観光入込客数（年間）をほぼ横這いの 21,449,000 人と予測しています。

目標の達成に向けては、燃せるごみの分別強化と排出抑制が柱となり、中でも特に次のことが重要となります。

- 家庭と少量排出事業者から出される燃せるごみについて、混在している資源化できるものの分別資源化（資源化へ移行）と、その他の部分の排出抑制。
- 許可収集（事業系に該当）の燃せるごみについて、厨芥類（生ごみ）及び手付かずの食品を主とし、消費者側においては食べ切り、事業者側においては使い切り、売り切り、廃棄時における水切りなどの対策。
- 焼却処理量の減量化に向けて、剪定枝の資源化を推進。

また、プラスチックごみについて、プラスチックが環境に及ぼす様々な影響が世界的な環境問題となっていること、本町の観光産業の大きさや国際性などから、対策の重要性が増しています。

## 5 ごみ処理の方法

### (1) 家庭からのごみ

生活系ごみ（家庭から出されるごみ）は、町が委託業者に委託して収集します（委託収集）。また、登録した少量排出事業者に限り定めた限度内で委託収集を利用できます。

分別区分	収集場所
燃せるごみ	燃せるごみ収集場所 ※指定袋
燃せないごみ（カン、ビン、乾電池、蛍光灯・電球、その他、スプレー缶類）	資源等収集場所
ペットボトル	
古紙・布類（新聞紙、雑紙、ダンボール、布類、紙パック、その他紙）	
容器包装プラスチック	戸別収集 ※電話予約
粗大ごみ	
使用済食用油	回収拠点
小型家電	回収ボックス

ごみの削減や排出量に見合った公正な負担を図るため、燃せるごみの指定袋制、環境センターのごみ搬入有料制について、より適正な在り方について検討していきます。

また、ごみ処理広域化の進展に沿って、収集区分、排出方法、収集頻度等について検討し、変更等については、町民等への迅速、丁寧な周知を図り、円滑に収集できるようにします。

### (2) 事業活動からのごみ

事業活動に伴って排出される一般廃棄物（少量排出事業者が制限内で委託収集に排出するものを除く）は、2017（平成29）年4月以降、許可業者による許可収集または、排出者自らによる直接搬入となりました（自己搬出）。その結果、委託収集のごみが大幅に減少し、事業系ごみと生活系ごみの区分が進みました。今後は、ルール遵守の徹底、事業者間での公平、生活系ごみとの区分の強化等について検討していきます。

### (3) 中間処理

分別区分	中間処理の方法
燃せるごみや粗大ごみ処理施設から発生する可燃物	ごみ焼却施設で焼却処理し、焼却灰等（飛灰（セメント固化）・不燃物）は最終処分場で処分。
燃せないごみ（その他）、粗大ごみ	粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理し、金属類と剪定枝チップを資源化業者で資源化、資源化不適物等はごみ焼却施設で焼却処理。
カン及びスプレー缶類	粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理し、資源化業者で資源化。
ビン	手選別ラインで色別に選別し、資源化業者で資源化。
ペットボトル	ペットボトル処理施設で選別・圧縮・梱包し、資源化業者で資源化。
乾電池・蛍光灯・電球	粗大ごみ処理施設で選別後、一時貯留し、資源化業者で資源化。
容器包装プラスチック、その他紙	民間事業者で選別・圧縮・梱包し、資源化業者で資源化。
古紙・布類、使用済食用油、小型家電	資源化業者で資源化。

### (3) 最終処分

焼却処理施設から発生し、セメント固化を施した飛灰（ダスト）及び不燃物を全量、町内の最終処分場で埋立処分し、将来的にはごみ処理広域化に沿った方法とします。同処分場は自然公園特別地域内に立地していることから、将来的な跡地の有効利用については国、県の関係機関と十分調整を図るとともに、地域住民の要望等を踏まえながら慎重に検討します。

# 生活排水処理基本計画

## 1 生活排水処理の課題

下水道	● 第1号公共下水道（強羅処理区）、第2号公共下水道（仙石原処理区）、第3号公共下水道（湯本処理区）と下水処理区域を順次整備しています。第1号・2号公共下水道については適正な維持管理と普及に努め、第3号公共下水道については、酒匂川流域下水道の箱根・小田原幹線（全延長約9.2km）の工事を行っているところであり、箱根の玄関口である湯本地区の早期供用開始に向けて整備を進める必要があります。
合併処理浄化槽	● 下水道の未接続の地域は合併処理浄化槽を普及させる必要があります。合併処理浄化槽は近年増加しています。
単独処理浄化槽及びし尿汲み取り	● 生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽やし尿汲み取りは、下水道に接続するか、合併処理浄化槽に切り替える必要があります。近年はどちらも減少しています。
し尿処理システム	● 箱根町環境センター清掃第2プラントし尿処理施設は、竣工以来55年を経過し、老朽化が進んでいます。今後は、当面のし尿処理に必要なとされる維持管理だけでなく、施設状況に応じた適正かつ合理的なし尿及び浄化槽汚泥の処理方法について検討する必要があります。

## 2 生活排水処理率100%を達成させるための基本方針

- ① 下水道事業計画区域を早期に整備します。
- ② 下水道整備区域においては、速やかに下水道に切り替えるよう指導します。また、これらの地域以外では、引き続き合併処理浄化槽による処理を推進します。下水道事業計画区域を早期に整備します。
- ③ 下水道整備区域内にある単独処理浄化槽やし尿汲み取り家庭は速やかに下水道に接続するよう指導します。また、これらの区域以外で単独処理浄化槽やし尿汲み取りである場合は、合併処理浄化槽への切り替えを推進します。
- ④ し尿及び浄化槽汚泥の収集量が減少する中、最適な処理方法について検討します。

## 3 生活排水施設整備における基本方針

箱根町環境センター清掃第2プラントし尿処理施設の状況に応じた適正かつ合理的なし尿及び浄化槽汚泥の処理方法について検討していきます。

2019（令和元）年8月 箱根町環境整備部環境課  
〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地 電話：0460-85-7111（代表）